

令和 3 年 第 3 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 5 号
至 陳情第 9 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
5	府中市中心市街地不活性化事業に関する陳情						1
6	府中市個人情報の保護に関する条例違反に関する陳情						2
7	国への介護保険改善意見書の提出を求める陳情						3
8	市民生活の実情に応じた緊急コロナ対策を府中市単独でも行うことを求める陳情						5
9	市議会中継の改善と議会基本条例・倫理条例についての説明会実施を求める陳情						6

陳 情 番 号	5	受理年月日	令和3年8月25日
陳情人住所氏名	府中市白糸台2 - 10 - 3 野 呂 恒 二		
件 名	府中市中心市街地不活性化事業に関する陳情		
<p>中心市街地（駅前シャッター街）は長い時間をかけて不活性化、25万市民が参加してつくった。きっかけは中心市街地へ「くるま」を導入することに始まる。すると危険だとして「ひと」を追い出し中心市街地から「ひと」影がなくなる。すると「ひと」の遊び、憩い、集い、楽しみ、買物、飲食、歌う、舞う、演ずる。「ひと」の生活スペースでなくなれば都市アメニティーを確保できなくなる。これが不活性化の原因だ。活性化には国、都の活性化資金を投入すれば一朝にして実現するものか。原因を除却しない方法ではいずれ時間とともに不活性化する。時とともに日常生活の中で自然に活性化が実現していく仕掛けを組み込むこと。不活性化の原因である「くるま」を追い出し、「ひと」に主役を交代すること。府中市の中心地を「ひと」に開放すること。すると遊び、憩い、集い、楽しみ、買物、飲食、歌う、舞う、演ずる、駅前空間、都市アメニティーが実現する。一夜にして実現はしない。25万市民参加により日々の生活の中で実現する。中心市街地不活性化には25万市民の長期間参加が必要であった。中心市街地活性化にも主権者である25万の市民の決意と長期間の参加が必要とされる。称して「タウンパーク」。入場制限なし、日曜祭日なし、時間制限なし、おじいちゃんと孫、おじいちゃんとおばあちゃん、お母ちゃんと子ども、彼と彼女のカップル、中学生、高校生、クラブのグループ。</p> <p>「ひと」をもてなす。操置、ビール、酒、屋台、出店、朝、昼、夜、一日中ひとが入れ替わって活況を呈する。市民が日常生活で楽しみ、遊び、憩い集えば、隣接市、町から府中目指して集客ができれば、多摩地域に自然発生した、あるいは府中市民手作りの「けやきモール」実現となる。</p> <p>始めの一步は「くるま」の追放、回遊路のルート設定から。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	6	受理年月日	令和3年8月25日
陳情人住所氏名	府中市白糸台2 - 10 - 3 野 呂 恒 二		
件 名	府中市個人情報の保護に関する条例違反に関する陳情		
<p>府中市保険年金課及び健康推進課は協力して府中市民に対して特定健診を実施し市民の身体に関する個人情報を収集し、それを契約課は公募指定競争入札を執行売却した。</p> <p>公募競争入札後、参加業者のその後の情報資料の取扱いは誰が監視指導したのか。基礎自治体府中市が個人情報保護法、また個人情報保護条例が存在している、東京都、総務省の上位組織が存在している中で個人情報を自由に操作可能か。市長部局執行は市議会で相互チェックが働くのに。</p> <p>また、この入札で取得する価格は本業に対し副業となる。副業は承認不可。入札価格は自治体のどの部、課の歳入となるのか。情報そのものは誰の所有物か。市民自身か、府中市か。府中市自治体の歳入となるのか。公人の収入となるのか、私人の私腹に入るのか。身体情報操作が成功すれば次に発展し精神、思想情報に進み支配が発展しないか。自治体組織と市民の相互の信頼関係壊滅する。個人情報の保護条例を侵す目的は何か。侵すことによるメリットは何か。デメリットを超越するメリットは何。まさか財源不足。</p> <p>自治体事情が何であろうと、個人情報の保護が守られなければ市民は離反する。保険年金は存続不能となる。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	7	受理年月日	令和3年8月25日
陳情人住所氏名	府中市晴見町2-15-5 府中社会保障推進協議会 会長 平 井 浩 一		
件 名	国への介護保険改善意見書の提出を求める陳情		
〔陳情趣旨〕			
<p>介護保険は、要介護者等が自らの尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としています（介護保険法1条）。</p> <p>給付の内容、水準は、要介護状態になっても可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう配慮すべきものとされており、同時に給付は要介護状態の軽減又は悪化の防止に力点を置くこと、被保険者の選択に基づくことが要求されています（同2条4項）。</p> <p>一方で、介護保険法は加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚した上での国民の健康保持増進義務、要介護状態になった場合の能力の維持向上義務を定めています（同4条1項）。</p> <p>人間年を重ねていけば、今までできたことでもできなくなるという要介護状態になることは、ある意味では人間の自然の「老い」による必然的な結果とも言えます。</p> <p>いずれにしても、要介護状態になった人に、憲法25条1項に言う「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するのが本来の社会保障としての介護保険であります。</p> <p>今、政府内で、介護保険制度の見直しの検討が7期から8期にわたって続けられています。その一つであったケアマネジャーが作成するケアプランの有料化の計画については、その不当性と、関係者・国民の強い抗議によって実施は見送られました。</p> <p>また、要介護1、2の生活援助サービスを総合事業に移す計画は、厳しい批判を前に19年に続いて再度の見送りとなりましたのですが、厚労省は、「省令改正」によって要介護1～5全てを本人の同意と自治体の判断を前提に総合事業の対象とすることができる制度改悪を進めて、要介護1、2の保険給付外しの突破口にしようとしています。</p> <p>介護現場では人手不足が一層深刻化しています。介護従事者の賃金が全産業平均より月額8～10万円も低い実態は依然改善されていません。介護保険制度が始まって以降6回の報酬改定のうち4回はマイナス改定。特に</p>			

安倍政権下の2015年に実質4.48%の大幅引下げで介護事業所の倒産が急増、新型コロナ危機でその流れに拍車がかかり、昨年の倒産件数は過去最多を更新しました。

今回の介護報酬引上げ0.7%では、介護現場の困難解決にはほど遠い、と介護関係者は嘆きます。

介護の基本報酬の底上げを行い、現在の現場職員が安心して長く働き、その専門性を存分に発揮して輝く。そんな姿を見せることこそが、次代の介護職員を生み出す力となるのではないのでしょうか。

利用者にとっても、保険料減免への国の「三原則」強要など、自治体独自の施策活用への制約が強まっています。その中で保険料負担に苦しむ高齢者の深刻な実態が新聞でも大きく報じられました。「介護保険料滞納差押え最多18年度65才以上の高齢者1.9万人」（20年10/11朝日新聞）等々。

府中市においても、2021～2023年度の第8期事業計画で、基金の活用など手だてが講じられながらも基準額で3,400円の値上げがなされ、高齢者への負担はさらに大きくなっています。

また、この8月から介護施設入所者の一部は、低所得者向け補助の縮小で、利用料負担が大幅増額となっています。

払える水準の介護保険料設定のためには、国庫負担の割合を当面5割まで引き上げることが必要です。

現在、高齢市民の約5人に1人が、支援・介護が必要と認定されている状況の下、府中市議会として、介護保険制度を市民生活に即して改善を行うよう国に求めて、下記の諸事項の意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

〔陳情事項〕

国への下記意見書の提出

- 1 介護保険財政への国の負担割合を大幅に引き上げること。
- 2 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要なときに必要なサービスを受けられるよう制度の改善を図ること。
- 3 全ての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を抜本的に改善すること。

付託する委員会

陳 情 番 号	8	受理年月日	令和3年8月25日
陳情人住所氏名	府中市日鋼町1-3 コロナ・生活相談会実行委員会、府中社会保障推進協議会 会長 平 井 浩 一		
件 名	市民生活の実情に応じた緊急コロナ対策を府中市単独でも行うことを求める陳情		
〔陳情趣旨〕 <p>新型コロナウイルス感染症は2年目にもかかわらず猛威を振るっています。府中市におかれましては、国及び都の施策に従いつつ対策に御努力いただいているところですが、市内の各所から実情に応じた緊急の施策を求める声が上がっております。</p> <p>例えば、ホテルの借上げや生涯学習センターの開放など隔離療養施設の確保、市内事業所で働く市外在住エッセンシャルワーカーに対する職域接種の案内、コロナによる休業補償並びに労働時間延長の場合の賃金原資の確保、ワクチン接種及び検査拡充とパスポートの発行などです。保健所業務についても東京都任せではなく地元自治体として協力体制を構築することが求められています。このような市民の声をさらに広く深くお聞きいただき、緊急のコロナ対策を府中市単独でも行うことを強く求めます。</p>			
〔陳情項目〕 <p>1 府中市は、市民生活の実情に応じた緊急コロナ対策を府中市単独でも行うこと。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	9	受理年月日	令和3年8月25日
陳情人住所氏名	府中市美好町3 - 39 - 6 府中市官製談合を追及する市民の会 共同代表 甲 田 直 己		
件 名	市議会中継の改善と議会基本条例・倫理条例についての説明会実施を求める陳情		
〔陳情趣旨〕 冠省、府中市議会公契約関係競売入札妨害事件に係る再発防止対策特別委員会は、現在、委員会の開催会場が本会議場から委員会室に変更されたため中継が音声だけになっています。中継を聞く市民から、画像がなく、配布資料もなく、音声だけではせっかくの議論が分からないとの意見が上がっております。つきましては、何らかの方法で画像付生中継を行なっていただきたい。また、配布資料の公表についても検討されるよう要望いたします。(要望第1) また、首記特別委員会の目的として、何らかの条例作成に向かわれていると承知しておりますが、議会基本条例の趣旨に鑑み、条例作成に市民参画を広げる意味で、決定前の適切なタイミングで「市民説明会」を開催されますよう併せて要望いたします。(要望第2)			
〔陳情項目〕 1 府中市議会は、「公契約関係競売入札妨害事件に係る再発防止対策特別委員会」の画像付生中継と配布資料の公表を行うこと。 2 検討中の新しい条例及び議会基本条例の取扱いについて結論を出す前に市民説明会を行うこと。			
付託する委員会			